



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月27日金曜日 第697号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県土木費補助規則の一部を改正する規則.....（土木管理課）... 128
- 愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則.....（都市整備課）... 129

告 示

- 落札者等の告示.....（医療対策課）... 129
- 保安林予定森林.....（森林整備課）... 129
- 保安林の指定施業要件の変更.....（ " ）... 130
- 解除予定保安林にする旨の通知に係る掲示（2件）.....（ " ）... 130
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除.....（砂防課）... 130
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（ " ）... 131
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 131
- 建設業者許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 133
- 道路の供用開始（県道玉川菊間線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 133
- 道路の供用開始（一般国道380号外）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 133
- 道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 134
- 道路の供用開始（県道宇和高山線）.....（ " ）... 134

公 告

- 第3次庁内LAN強化設備の借入れ.....（スマート行政推進課）... 134
- 第五次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託.....（ " ）... 135
- 愛媛県立子ども療育センター照明改修（LED化）業務の委託.....（障がい福祉課）... 137
- 豚熱生ワクチンの購入.....（畜産課）... 138
- 書架等備品の購入.....（会計課）... 139
- ヘリコプター12か月定期点検整備.....（警察本部会計課）... 140

教育委員会公告

- 令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について.....（義務教育課）... 141

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 142
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 142
- 政治団体の解散の届出.....（ " ）... 143

雑 報

- 大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業の工事着手について.....（環境・ゼロカーボン推進課）... 143
- 愛媛海区漁業調整委員会指示（5件）.....（水産課）... 143

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第6号

愛媛県土木費補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土木費補助規則の一部を改正する規則

愛媛県土木費補助規則（昭和39年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補助の対象) 第 2 条 省略 2 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、前項の規定にかかわらず、特別の理由のある場合のほかは補助しない。 (1)～(4) 省略 (5) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号） <u>第 48 条の 2</u> に規定する港湾台帳を備え付けない港湾に関する事業 (6)・(7) 省略 3 省略	(補助の対象) 第 2 条 省略 2 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、前項の規定にかかわらず、特別の理由のある場合のほかは補助しない。 (1)～(4) 省略 (5) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号） <u>第 49 条の 2</u> に規定する港湾台帳を備え付けない港湾に関する事業 (6)・(7) 省略 3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第 7 号

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県水道条例施行規則（昭和 38 年愛媛県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定期及び臨時の水質検査) 第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査は、隔月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、 <u>35 の項、39 の項から 41 の項まで及び 47 の項から 52 の項までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。</u> 2・3 省略	(定期及び臨時の水質検査) 第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査は、隔月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、 <u>34 の項、38 の項から 40 の項まで及び 46 の項から 51 の項までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。</u> 2・3 省略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 223 号

次のとおり落札者を決定した。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
愛媛県ドクターヘリ運航業務 1 式	愛媛県保健福祉部 社会福祉医療局医 療対策課 愛媛県松山市一番 町四丁目 4 番地 2	令和 8 年 3 月 12 日	中日本航空株式会社・ 愛媛航空株式会社共同 事業体 代表法人 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字殿釜 2 番 地	341,088,000 円 （年額）	総 合 評 価 一般競争入札	令和 8 年 1 月 27 日

○愛媛県告示第 224 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和 26 年法律第

249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。
令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市丹原町川根甲360、甲371の1、甲371の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
川根甲360・甲371の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松山市立岩米之野乙244から乙247まで、乙248の1、乙249、乙259、乙260、乙263、乙608
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松山市立岩米之野甲444、甲446、甲448の3、乙580の1、乙587の1から乙587の3、乙587の5、乙602、乙609の1、乙609の2
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第226号

解除予定保安林にする旨の通知（令和7年10月愛媛県告示第956号）に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

解除予定保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方	備 考
東温市河之内字三本松乙1636番193	温泉郡川内町大字北方2172番地 樋口 妙子	森林所有者
同上	温泉郡川内町大字北方2172番地 樋口 清彦	同上
東温市河之内字三本松乙1636番199	周桑郡櫻樹村大字明河甲674番地 山下 覺治	同上

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第227号

解除予定保安林にする旨の通知（令和7年10月愛媛県告示第956号）に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林予定森林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方	備 考
東温市河之内字三本松乙1620番119（次の図に示す部分に限る。）	大阪市東区南本町四丁目57番地 丸大株式会社	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
根元川 202 - 2002 - 2	今治市 高橋・ 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	根元川 202 - 2002 - 2	今治市 高橋・ 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとおり
仏師谷 川 202 - 2003	今治市 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	仏師谷 川 202 - 2003	今治市 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、
今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
根元川 202 - 2002 - 2	今治市 高橋・ 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	根元川 202 - 2002 - 2	今治市 高橋・ 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとおり
仏師谷 川 202 - 2003	今治市 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	仏師谷 川 202 - 2003	今治市 高橋ふ れあいの丘・ にぎわ い広場 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、
今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第230号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp>

/site/setohou-juurann/139586.html）において告示の日から3週間
公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

代表取締役社長 水戸 信彰

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) Z - 713

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第46号 ロ ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり12.0立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～3 最大 2～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 63,000 最大 94,500
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 650 最大 975
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,900 最大 2,850
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 180
	通常 5.0 最大 7.5	

備考 特定施設の汚水等は、シアン排水処理設備（北特排）へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T 新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日
処理施設の種類及び型式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製

処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり24,000立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		散気式活性汚泥処理	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 6.0～9.0	通常 7.0～8.0 最大 6.6～8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 545.9 最大 1,242.1	通常 112.9 最大 184.2
	浮遊物質質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 590.7 最大 862.1	通常 29.0 最大 69.6
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 617.3 最大 717.6	通常 249.1 最大 249.1
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30.2 最大 68.9	通常 4.4 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 14,911 最大 17,943	通常 14,911 最大 17,943

(2) O B T 酸素曝気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日		平成21年1月31日	
処理施設の種類及び型式		中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集、沈殿	
処 理 施 設 の 構 造		鉄筋コンクリート製	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり10,800立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		酸素曝気式活性汚泥処理	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.0～12.0 最大 8.0～12.0	通常 7.0～8.0 最大 6.6～8.7

汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 642.7 最大 1,162.6	通常 127.3 最大 287.7
	浮遊物質質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 251.9 最大 881.5	通常 18.3 最大 71.4
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 980.8 最大 1,500.2	通常 178.2 最大 212.3
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9.9 最大 31.9	通常 2.2 最大 5.4
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 8,439 最大 10,178	通常 8,439 最大 10,178

(3) シアン排水処理設備

設 置 年 月 日		昭和60年3月30日	
処理施設の種類及び型式		攪拌機付コンクリート槽	
処 理 施 設 の 構 造		鉄筋コンクリート製	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル 4槽	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり2,400立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		晒液酸化分解処理	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.5～10.5 最大 9.0～12.0	通常 9.5～10.5 最大 9.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 45 最大 77	通常 45 最大 77
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,834 最大 2,369	通常 1,845 最大 2,380

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.6～8.7 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 14.4 最大 35.0
	浮遊物質量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 29.0 最大 70.0
	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 24.6 最大 100.0
	燐含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 0.57 最大 3.00
	汚水等の 1 日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 238.248 最大 320.191

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.6～8.7 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 6.0 最大 10.0
	燐含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の 1 日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 20 最大 20

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

(2) 東総合排水口

○愛媛県告示第231号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般 - 3）第297号	令和 3 年 10 月 7 日	㈲村上水道工業所	村上 毅	四国中央市寒川町4303	令和 8 年 2 月 4 日	土木事業、管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
（般 - 4）第18903号	令和 4 年 11 月 28 日	㈲フロンティア	三好 哲雄	四国中央市金生町下分74 8 - 1	令和 8 年 2 月 19 日	土木事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般 - 6）第16531号	令和 6 年 7 月 22 日	㈲アイカ	伊藤 晃	新居浜市阿島 2 - 19 - 46	令和 8 年 2 月 20 日	建築工事業、大工工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	玉川菊間線	今治市玉川町葛谷字ヒウチヶ峠乙205番 8 から 同町葛谷字アソウ峠乙203番 5 まで	令和 8 年 3 月 27 日

○愛媛県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大平783番3から 同町大平783番3まで	令和8年3月27日
県道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙367番25から 同町北表乙368番15まで	〃

○愛媛県告示第234号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	197号	西予市野村町予子林755番2から 同町予子林756番2まで	旧	メートル 28.1～34.5	キロメートル 0.023	
		西予市野村町予子林755番3から 同町予子林756番2まで	新	29.5～37.9	0.023	

○愛媛県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	宇和高山線	西予市宇和町野田980番2から 同町野田966番2まで	令和8年3月27日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
第3次庁内LAN強靱化設備の借入れ
- 借入物品名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- 借入物品の内容等
仕様書による。
- 借入期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで
- 借入場所
仕様書による。
- 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、

入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ISO27001の認証を取得している者であること。
- 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 4 の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (6) 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年愛媛県規則第 69 号）第 1 条に規定する特定調達契約を締結する希望が有る者として、令和 8 年度から令和 10 年度までの競争入札参加資格審査申請を行い、受理されている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912-2289

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、令和 8 年 5 月 11 日（月）から同月 13 日（水）午前 9 時 59 分までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前 9 時から午後 8 時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、令和 8 年 5 月 11 日（月）から同月 13 日（水）午前 9 時 59 分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、令和 8 年 5 月 13 日（水）午前 9 時 59 分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和 8 年 5 月 13 日（水）午前 10 時

愛媛県庁本館 1 階 会議室（都合により変更する場合あり）

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の提出期限

(ア) 電子入札による場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水）までの受

付時間中に 3 (1) に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時までに、3 (1) に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: The 3rd enhanced security system for the LAN for the prefectural office, 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 13 May 2026

- (3) For further information, please contact: Smart Administrative Computerization Group, Smart Administrative Promotion Division, Digital Strategy Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

Tel 089-912-2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

第五次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託

- (2) 借入物品名、委託業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 借入物品及び委託業務の内容等

仕様書による。

- (4) 借入期間及び委託期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 14 年 11 月 30 日まで

- (5) 借入場所及び委託業務の履行場所

仕様書による。

- (6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（平成 17 年 9 月 12 日制定）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札

参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1 月当たりの代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 年度から令和 10 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO 27001 の認証を取得している者であること。
- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び運用管理の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 令和 8 年 4 月 22 日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (6) 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年愛媛県規則第 69 号）第 1 条に規定する特定調達契約を締結する希望がある者として、令和 8 年度から令和 10 年度までの競争入札参加資格審査申請を行い、受理されている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912-2289

- (2) 入札書の受領期間

ア 電子入札による場合は、令和 8 年 5 月 18 日（月）から同月 20 日（水）午前 9 時 59 分までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項の県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前 9 時から午後 8 時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、令和 8 年 5 月 18 日（月）から同月 20 日（水）午前 9 時 59 分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

- (3) 郵送等による入札書の取扱い

郵送等により入札書を提出する場合は、令和 8 年 5 月 20 日（水）午前 9 時 59 分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (5) 開札の日時及び場所

令和 8 年 5 月 20 日（水）午前 10 時

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁本館 1 階 会議室（都合により変更する場合がある。）

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時までの受付時間中に 3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入し、かつ、委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: The Quinary Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set

Nature and quantity of the service to be rendered: Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway (Network System), 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 20 May 2026

- (3) For further information, please contact: Smart Administrative Computerization Group, Smart Administrative Promotion Division, Digital Strategy Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel 089-912-2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立子ども療育センター照明改修（ＬＥＤ化）業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立子ども療育センターの照明の改修 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書、同別記及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日（水）までとする。

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 必要な建設業許可（電気工事）を取得しており、業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

(3) 原則として、本県の電気工事に係るA級の入札参加資格の認定を受けている者又はこれに準ずる者で、「特定調達契約の入札参加希望」の登録をしていること。

(4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立子ども療育センター事務局

〒791-0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 （089）955-5530

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和8年5月14日（木）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和8年4月27日（月）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の

本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和8年4月27日（月）までの日（土、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年5月15日（金）午前11時

愛媛県立子ども療育センター 1 階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和8年4月28日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of lighting (LED conversion) at Ehime Rehabilitation Center for Children , 1 set

(2) Time limit of tender: 11:00 a m . , 15 May 2026

(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p m . , 14 May 2026)

(3) For further information , please contact: Secretariat , Ehime Rehabilitation Center for Children , 2135 Tanokubo , Toon , Ehime 791-0212 Japan

TEL (089) 955-5530

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本事業は、財源とする国庫負担金（動物用生物学的製剤の購入費）が決定されることを条件とした入札であり、事業が行われない場合があることを了承すること。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

豚熱生ワクチン（シード）の単価契約

(2) 購入物品名及び数量

豚熱生ワクチン（シード）

豚熱生ワクチン（シード）50ドーズ 見込本数8,340本

豚熱生ワクチン（シード）20ドーズ 見込本数2,825本

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による

(4) 納入期間

令和8年5月14日～令和9年3月31日まで

納入スケジュールについては、入札説明書等による

(5) 納入場所

入札説明書等による

(6) 入札方法

ア 契約方法は一般競争入札による複数単価契約とし、品目ごとに単価契約を行うものとする。落札決定に当たっては、品目ごとの単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には「品目ごとの単価×購入予定数量の合計額」を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 愛媛県内に事業所を有すること。

(6) 動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課家畜衛生係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912-2580

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページでのダウンロード

(4) 開札の日時及び場所

令和8年5月14日（木）午前10時30分

愛媛県庁第一別館8階 農林水産部会議室（都合により変更する場合有り。）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和8年5月7日（木）午後4時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。落札した場合に電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を(3)の提出期限までに電子メールにて提出しなければならない。

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

ア この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

CSF live vaccine

・ 50 dose-approx . 8,340 pcs

・ 20 dose-approx . 2,825 pcs

(2) Time limit of tender: 4:00 p.m., May 7, 2026

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Livestock Division,

Agriculture , Forestry and Fisheries Department Ehime
Prefectural Government , 4-4-2 Ichibancho , Matsuyama ,
Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2580



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
書架等備品の購入
- (2) 購入物品名及び数量
書架等備品 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和 8 年 6 月 30 日 (火)
- (5) 納入場所
愛媛県立図書館 (松山市堀之内)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4 の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089) 912-2156

- (2) 入札書の受領期限
令和 8 年 4 月 20 日 (月) 午前 9 時から令和 8 年 4 月 21 日 (火) 午前 9 時 59 分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
- (4) 開札の日時及び場所
令和 8 年 4 月 21 日 (火) 午前 10 時
愛媛県庁本館 1 階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限: 令和 8 年 4 月 10 日 (金) 午後 5 時
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便 (書留郵便に限る。) により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Library Shelving and Related Equipment .
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 21 April 2026
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4-4-2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプター12か月定期点検整備

(2) 業務名及び数量

ヘリコプター12か月定期点検整備 1 式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(アグスタ式 A109 E 型 (J A03 E P))

(4) 実施期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(5) 業務の履行場所

請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場

(6) 入札方法

入札金額は、ヘリコプター12か月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934-0110

(2) 入札説明書の交付期限

令和 8 年 5 月 1 日(金) 17時15分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和 8 年 5 月 8 日(金) 13時30分

愛媛県警察本部地下 1 階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付時期

令和 8 年 3 月 27 日(金) から令和 8 年 5 月 1 日(金) までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3 の(1)に掲げる場所

(5) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他必要な事項

本件業務は、令和 8 年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

その他の詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Aircraft inspection

・ 12 month inspection

・ 50 , 100 , 150 , 200 , 400 , 800 , 1600 hours inspection

・ Japan civil aviation bureau (JCAB) circular No 3-010 , etc

・ There are other inspections besides these

Hours change parts

Technical bulletin

Bench check

Airworthiness inspection examinees

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 8 May , 2026

(3) For further information , please contact: Finance Division , Police Administration Department , the Ehime Prefectural Police Headquarters , 2-2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790-8573 Japan

TEL: 089-934-0110 (ext . 2273)

FAX: 089-943-2892

e-mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

教育委員会公告

○公 告

令和 9 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）
の実施について

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 11 条の規定により、
令和 9 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）を次の要領で実施する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

1 第 1 次選考試験の区分、期日及び場所

(1) 県内会場

区 分	期 日	場 所
小学校教員	令和 8 年 7 月 18 日(土)	松山市立城西中学校 (松山市竹原三丁目 19 番 35 号)
中学校教員 (各教科)	令和 8 年 7 月 18 日(土)	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148 番地 2)
高等学校教員 (各教科)	令和 8 年 7 月 18 日(土)	松山北高等学校 (松山市文京町 4 番地 1)
特別支援学校教員 (小学部) (中学部(各教科)) (高等部(各教科))		
養護教員	令和 8 年 7 月 18 日(土)	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148 番地 2)
栄養教員	令和 8 年 7 月 18 日(土)	松山北高等学校 (松山市文京町 4 番地 1)

(2) 県外会場

区 分	期 日	場 所
全区分	令和 8 年 7 月 18 日(土)	天満研修センター (大阪府大阪市北区錦町 2 番 21 号)

注 1 試験区分間の併願は、認めない。

2 中学校教員（保健体育又は英語）の試験区分によって選考した者は、本人の希望に基づき小学校体育専科教員又は小学校外国語（英語）専科教員として配置することがある。

3 場所等を変更することがある。

2 第 2 次選考試験

第 2 次選考試験の詳細は、第 1 次選考試験に合格した者（大学 3 回生等特別選考で第 1 次選考試験に合格した者を除く。）に通知する。

3 受験申込受付期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）から 5 月 29 日（金）まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条各号のいずれにも該当しない者

(2) 昭和 42 年 4 月 2 日以降に出生した者

大学 3 回生等特別選考により志願する者にあつては、昭和 43

年 4 月 2 日以降に出生し、令和 8 年 5 月 29 日時点において大学 3 回生等（大学、大学院、短期大学及び専門学校における最終年次の 1 年前の年次をいう。）であつて、令和 10 年 3 月 31 日までに卒業見込みのもの

(3) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者又は令和 9 年 3 月 31 日までに当該免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの（社会人特別選考により志願する者にあつては、試験区分に相当する教員免許状（臨時免許状を除く。）を有しない者で、令和 9 年 3 月 31 日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの）

大学 3 回生等特別選考により志願する者にあつては、令和 10 年 3 月 31 日までに試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を取得する見込みのもの

注 大学 3 回生等特別選考により志願する者は、令和 9 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）にあつては、第 1 次選考試験のみ受験することができ、当該試験の合格者は令和 10 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）において大学 3 回生等特別選考（通過者対象）を申請することにより、第 1 次選考試験を免除する。

5 受験申込手続及び試験方法

令和 9 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912-2942
高等学校教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912-2952
養護教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912-2942
栄養教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912-2952

7 その他

小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者を対象に現職教員特別選考を、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者を対象に教職経験者特別選考を後期選考試験において実施する。ただし、前期選考試験の受験申込みをしていない者に限る。

詳細は、志願要項のほか、別途定める「令和 9 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項」（8 月下旬公表予定）を参照すること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和8年3月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県日鷹連支部	田坂亮司	坪田健治	新居浜市船木甲4985-25	令和8年2月19日
自由民主党愛媛県今治市・越智郡第三支部	村上信太郎	岡田節	今治市南宝来町二丁目3-1	令和8年2月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
島田正光後援会	島田正光	玉井潤一	松山市石手二丁目5-7	令和8年2月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年3月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本共産党中予地区委員会	一色一正	代表者	一色一正	片岡朗	令和7年3月16日
自由民主党新居浜支部	仙波憲一	代表者	仙波憲一	近藤司	令和8年2月6日
中道改革連合愛媛県第2区総支部	白石洋一	会計責任者	叶谷伸之	白石洋一	令和8年2月20日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
塩崎純子後援会	塩崎晃久	主たる事務所の所在地	新居浜市萩生1214-8	新居浜市宮西町1-9	令和7年7月1日
		代表者	塩崎晃久	秋月禮三郎	
幸福実現党松山後援会	伊東征紀	会計責任者	三瀬圭子	吉原由起子	令和7年8月1日
全日本不動産政治連盟愛媛県本部	上谷進	会計責任者	山崎香代	沖野鎌太郎	令和7年11月1日
杉村ちえ後援会	高野弥生	会計責任者	竹中隆	杉村栄治	令和8年1月17日
田中かつひこ後援会	高野弥生	代表者	高野弥生	竹中隆	令和8年1月17日
		会計責任者	竹中隆	杉村栄治	
小川たけし後援会	小川剛	会計責任者	山本竜聖	大岩聖	令和8年2月5日

松山笑顔の会	武 田 浩 一	会 計 責 任 者	山 本 竜 聖	小 川 剛	令和 8 年 2 月 5 日
古谷たかひろ後援会	古 谷 崇 洋	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町宮内551 - 1	伊予郡砥部町宮内454 - 3	令和 8 年 2 月 5 日
伊藤ゆうこ後援会	伊 藤 優 子	会 計 責 任 者	森 本 真 実	伊 藤 寿 夫	令和 8 年 2 月 16 日
橋本だいき後援会	橋 本 大 樹	会 計 責 任 者	橋 本 大 樹	横 田 耕 一	令和 8 年 2 月 24 日

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	山 口 由 佳	令和 7 年 12 月 22 日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
森 し ん い ち 後 援 会	佐 伯 強	令和 7 年 9 月 30 日

雑 報

○公 告

大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業の工事着手について

次の対象事業の工事に着手しましたので、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 27 日

大王製紙株式会社

代表取締役 社長執行役員 若 林 頼 房

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 事業者の名称 大王製紙株式会社
- 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 若林 頼房
- 主たる事務所の所在地 愛媛県四国中央市三島紙屋町 2 番 60 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- 名称 大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業
- 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
- 規模 1 日当たりの処理能力

25号ボイラー 処理能力：1 248 t / 日

26号ボイラー 処理能力：768 t / 日

3 対象事業の実施区

愛媛県四国中央市三島紙屋町 5 番 1 号ほか（大王製紙三島工場敷地内）

4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号及びその理

由

第 1 号（対象事業に係る工事に着手したため。）

5 該当した時期

令和 8 年 2 月

○愛媛海区漁業調整委員会指示第144号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 立 花 弘 樹

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認証の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第145号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 立 花 弘 樹

1 指示の内容

(1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1 吊り当たりのかご数は、1 かごでなければならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。

(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1 メートル以上とし、

1 吊り当たりのかご数は、1 かごでなければならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 146 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 立 花 弘 樹

1 指示の内容

(1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第 3 種共同漁業権（以下「第 3 種」という。）の区域

共同漁業の 免許番号	漁場の位置	漁業種類（漁業の名称）
燧共第 51 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 52 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 53 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 54 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 61 号	今治市波方町大角鼻地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 97 号	越智郡上島町岩城孤隠崎地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 114 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 115 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 116 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 117 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 118 号	今治市吉海町中渡島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 127 号	今治市関前小大下島明神地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 131 号	今治市波方町馬刀湯地先	第 3 種（つきいそ漁業）
伊共第 69 号	伊予市森地先	第 3 種（ぼら飼付漁業）
伊共第 114 号	西宇和郡伊方町正野地先	第 3 種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第 2 号	西宇和郡伊方町正野地先	第 3 種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）

宇共第 33 号	宇和島市御五神島地先	第 3 種（ぶり、さわら飼付漁業）
----------	------------	-------------------

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 147 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 立 花 弘 樹

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5 月 1 日から 5 月 31 日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8 月 1 日から 9 月 30 日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 148 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 立 花 弘 樹

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3 に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、令和 7 年度に宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。